

判決年月日	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（行ケ）第 1 0 1 7 4 号		
○ 名称を「集魚灯装置、及びその使用方法」とする発明につき、原告が主張する進歩性欠如の主張を排斥した審決の判断に誤りはないとした事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 事案の概要

被告らは、発明の名称を「集魚灯装置、及びその使用方法」とする発明の特許権者である（特許第 4 0 6 4 4 2 3 号、平成 1 6 年 8 月 2 6 日特許出願、優先日平成 1 5 年 9 月 1 8 日、優先権主張国日本国、登録日平成 2 0 年 1 月 1 1 日、登録時の請求項の数は 4）。

原告が、平成 2 2 年 1 0 月 1 8 日、請求項 1 ないし 4 の発明に係る特許につき無効審判請求をしたところ（無効 2 0 1 0－8 0 0 1 8 9 号、先行事件）、被告らによる訂正を経て、特許庁は、請求項 1 ないし 3 の発明に係る特許を無効とし、請求項 4 の発明に係る特許については無効審判請求を不成立とする審決をし、この審決は確定した。原告は、次いで平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日、訂正後の請求項 4 の発明の進歩性欠如、実施可能要件、サポート要件及び明確性要件の違反を理由に、同発明に係る特許につき本件無効審判を請求した（無効 2 0 1 1－8 0 0 2 0 8 号）が、特許庁は、平成 2 4 年 4 月 3 日、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決（本件の審決）をした。

そこで、原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟であるが、本件訴訟においては、審決による進歩性判断の当否のみが争われている。

2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決がした進歩性判断に誤りはないとし、原告の請求を棄却した。

フルカラー L E D 投光器に係る甲 2（特開平 1 0－2 0 8 5 0 2 号公報）には光源の発光波長を連続的に変化させる「発光波長ボリューム部の設定位置に対応する発光状態を直感的に図示する波長スケール部」は記載も示唆もされていないし、甲 3 等でも同様である。甲 4、5（ペイントショッププロ 6 に関する文献）はコンピュータのグラフィックソフトウェアに関する文献であって、水中で光源から光を照射して集魚する水中灯の発明に係る甲 1 とは技術分野が異なるし、技術的課題に共通性がない。しかも、甲 1（特開昭 6 1－3 9 3 0 1 号公報）には上記「波長スケール部」につき記載も示唆もなく、上記「波長スケール部」の構成を採用する動機付けがない。甲 4、5 に記載されているものはグラフィックソフトウェアに特有の構成であって、甲 4、5 に記載の発明ないし技術的事項を甲 1 に記載の発明（甲 1 発明）に適用することは困難であるし、仮に適用したとしても、本件優先日当時、当業者が相違点 3 を解消することが容易であったとはいえない。

甲 2 等には「光源の発光色をワンタッチで白色に変換する白色光スイッチ」は記載も示唆もされていないし、甲 7 も甲 1 発明と技術分野が異なり、技術的課題に共通性がないのみならず、ワンタ

タッチで白色発光させる構成が明らかにされていない。したがって、本件優先日当時、当業者が相違点4を解消することが容易であったとはいえない。